

議案第16号 小松島市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

地方公務員法の一部改正に伴い、引用条文のずれを改めるもの。

小松島市職員の旅費に関する条例(平成2年小松島市条例第4号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第1項の規定に基づき、公務のため旅行する職員等に対して支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第1項の規定に基づき、公務のため旅行する職員等に対して支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。</p>	改正